

# サーフサイド会員規約

## ★サーフサイド使用について

- ◇**会員本人以外のサーフサイドの単独使用を禁止**します。
- ◇**会員同伴者**は、シャワーを使わなくても駐車場、水道、トイレ、棧橋等の施設設備を使った場合は全て使用料をお支払して頂きます。
- ◇車はサーフサイド下のパーキングに奥から詰めて駐車して下さい。
- ◇荷物、水上バイク搬入以外はマリーナへの車の乗り入れは禁止です。
- ◇**棧橋周囲は遊泳禁止**です。水上バイクの棧橋離着岸の際、大変危険です。接触事故の原因になります。子供を水遊びさせる場合は保護者同伴のもと水上バイクに注意して遊んで下さい。
- ◇**遊泳する場合は、荒田海岸**（国道側の砂浜）に行って遊泳して下さい。子供を遊泳させる場合は、保護者同伴の元、周囲の状況を確認して十分注意して下さい。
- ◇**私物は各自その都度持ち帰って**下さい。止むを得ず持ち帰らない時は、各会員の保管艇の上に置いて下さい。
- ◇クラブルームに入る時は、砂、水等をよく落として下さい。
- ◇**使用した物や場所（バーベキューコンロやバーベキュー場、クラブハウス等）は、後の利用者のために後片付け・清掃**をして元の状態に戻して下さい。
- ◇ペット等の動物を連れて来る時は、他の人の迷惑にならない様に動物の管理を行って下さい。また、**フン等の後始末**を行って下さい。

## ★安全航行遵守義務及び責任について

- ◇**ライフジャケット、操縦免許、法定備品**は必ず着用、積込して航行して下さい。
- ◇**航行区域**を守って下さい。水上バイクの航行区域は、陸から**沖合2海里、岸沿い15海里**です。(1海里=1,852km)
- ◇**無免許、無保険での操縦は禁止**です。昇降の際に船舶免許証、加入済の保険証券の確認をさせていただきます。また、**飲酒、酒気帯び状態での操縦も禁止**です。
- ◇**会員同士での水上バイクの貸し借り**において発生した事故や怪我等は一切責任を負いませんので、会員同士で解決をして下さい。貸し借りをする場合は別紙の「水上オートバイ貸借契約書」に記入のうえ貸借日にその都度提出してください。書面の提出が無い場合は、**貸借昇降を禁止**致します。
- ◇**桟橋付近での急発進、急停止は禁止**です。また、桟橋付近をハイスピードで通過しないで下さい。引き波等で桟橋や係留中の水上バイクが揺れて大変危険です。
- ◇**水上バイクでの水かけ遊びは禁止**です。水上バイク同士の接触事故や水上バイクと搭乗者の接触事故の原因となり大変危険です。
- ◇水上バイク及びウエイクボードなどのトーイングなどを行う場合は、見張りを徹底して下さい。双方とも接触事故防止のため接近しないように注意して下さい。危険を感じた場合には、ただちに**航行を中止**して下さい。
- ◇**単独での遠乗りは個人の責任**とします。事故や機関トラブルの際、救助が出来ない場合があります。やむを得ず単独遠乗りをする場合は、携帯電話所持とサーフサイドへの行先の連絡を義務付けます。

◇**会員同伴者が水上バイクを操縦される時は、必ず免許証の提示**をして下さい。また、会員の責任において、会員同伴者に会員規約の「**安全航行遵守義務と責任**」をよく説明し徹底するように指導して下さい。

◇**会員同伴者を水上バイクに乗船させる時は、会員の責任において、会員同伴者に注意事項等をよく説明し安全航行を徹底する**ように指導して下さい。

◇**航行中の漁船や他の船舶には絶対に近付かない**で下さい。航行中の漁船や他の船舶と遭遇した時は、前を横切らず、少し待機して通り過ぎた後に通過して下さい。

◇**停泊中の漁船や他の船舶、海士（漁労従事者）や漁業用ブイには絶対近づかない**で下さい。

◇「**7月1日から8月31日**」の間は、**海水浴場への乗り入れ、海水浴場付近の航行は禁止**です（「**6月1日から9月30日**」の間は、土井ヶ浜海水浴場乗り入れ禁止）。**絶対に入らない、近づかない**で下さい。また、**海水浴場以外の遊泳者にも十分注意**して下さい。

◇**漁港港内には入らない**で下さい。

◇**壁島（沖にある鳥のふんで白くなった岩）と和久漁港の間の岩場は航行しない**で下さい。

◇**ケーソン（土井ヶ浜と和久漁港の間にある孤立した防波堤のようなもの）には、絶対に登ったり飛び降りたりしない**で下さい。

※海上及び、サーフサイド内での事故やトラブルが起こった場合、(株)国都ジャパン（サーフサイド）は一切の責任を負いません。また速やかにサーフサイドに報告して下さい。報告が無かった場合は**退会の対象**となります。

※海上での事故は、マリーナの存続自体にも影響します。くれぐれも航行には注意して決まりルール・マナーを守って行動して下さい。遵守できない場合は**退会の対象**となります。

## ★レンタルについて

- ◇レンタル水上バイクの使用は、会員様本人に限ります。
- ◇貸出前に、利用申込書（承諾書）に署名をお願い致します。
- ◇事故が発生した場合は、直ちに報告して下さい。
- ◇事故、破損、沈没等に置ける修理費用は、弊社加入の保険免責額分をお支払い頂きます。
- ◇操船未熟者の3人乗りは、禁止します。
- ◇棧橋接岸は慎重に行ってください。
- ◇利用規約違反を発見した場合は、直ちにレンタルを中止し退会処分となります。

## ★ゴミについて

- ◇燃えるゴミ、生ゴミ、缶・ビン、使用済み炭の分別を行ってください。
- ◇アルミ鍋、アルミ皿、アルミホイールは必ず持ち帰ってください。
- ◇使用済み紙オムツ等は必ず持ち帰ってください。
- ◇貝類の殻（サザエ、アワビ等）は生ゴミの中に入れてください。

## ★反社会的勢力の排除について

(1) 会員は、会員が現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことをサーフサイドに確約するものとします。

① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。

② 反社会的勢力の家族及び親族でないこと。

(2) 会員は、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行わないことをサーフサイドに確約するものとします。

① 暴力的な要求行為。

② 法的な責任を超えた不当な要求行為。

③ サーフサイドに対して脅迫的な言動をし、もしくは暴力を用いる行為。

④ 風説を流布し偽計を用い、もしくは威力を用いてサーフサイドの信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。

⑤ その他前各号に準ずる行為。

(3) 会員が(1)に該当し、もしくは(2)に該当する行為をし、または(1)に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、退会して頂きます。

## ★退会について

- ◇サーフサイドが会員及び会員同伴者に会員規約違反があったと判断した場合は、無条件で退会を言渡す場合があります。
- ◇同伴者の会員規約違反は、全て会員の責任であり、会員の退会対象になります。会員が同伴者に対して会員規約の説明を行い、遵守を徹底させて下さい。また、会員規約が遵守できない同伴者は来場させないで下さい。
- ◇退会を言渡された場合には、15日以内に私物の全てを撤去して下さい。
- ◇退会の際には、入会金、年会費、保管料、使用料の返金は致しません。
- ◇年会費、保管料の滞納者に関して  
再三の催促にも関わらず、納入が確認できない場合は退会して頂きます。

## ★保管について

- ◇水上バイクの保管については、地震、雷、台風等の自然災害による事由は責任を負いません。
- ◇会員継続に伴う保管料の納付は年払いとし、サーフサイドが定めた保管料を毎年4月1日から4月末日までの期間に納付して下さい。期日までに納付されない場合は退会を言渡すことがあります。
- ◇年度途中の保管会員入会の場合であっても、1年分の保管料をお支払い頂きます。
- ◇保管会員から持込会員・登録会員・レンタル会員へ変更の場合は、保管料の返金は致しません。

- ◇持込会員・登録会員・レンタル会員から保管会員へ変更の場合は、年度途中であっても1年分の保管料をお支払い頂きます。
- ◇1段目の保管においてはサーフサイド側が指定する専用台車を別途購入していただきます。

## ★その他

- ◇**入れ墨**（刺青、タトゥー等、ファッションも含め）のある方の入場は**禁止**です。如何なる場合においても、会員に**入れ墨を確認した場合は、退会**して頂きます。また、**会員同伴者に入れ墨を確認した場合は、会員及び会員同伴者に即時退場して頂きます。**
- ◇**さざえ、あわび**は捕らないで下さい。密漁となります。
- ◇関係機関（豊北町・海上保安署・警察・消防・漁協・自治会・海水浴場等）に、会員及び艇の資料を提出する場合があります。
- ◇関係機関（豊北町・海上保安署・警察・消防・漁協・自治会・海水浴場等）より海難救助、捜索等の協力要請があった場合は、サーフサイドも支援協力することになっています。会員の方々のご協力をお願いする場合があります。
- ◇本会員規約は、事前の予告なしに変更されることがあります。

ルールやマナーを守り、シーマンシップを遵守してお互いに気持良く利用しましょう。